

①契約書（参考例）

（候補者 ←→ 業者等）

29 選挙運動用自動車一般運送契約書

30 選挙運動用自動車賃貸借契約書

31 選挙運動用自動車運転手雇用契約書

32 選挙運動用自動車燃料供給契約書

33 選挙運動用ビラ作成契約書

34 選挙運動用ポスター作成契約書

選挙運動用自動車一般運送契約書

令和 6 年 1 1 月 3 日執行予定の上島町長選挙候補者 (以下甲という。)と(以下乙という。)は選挙運動用自動車の一般運送について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号

3 台 数

4 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間

5 契約金額

円 (1 日あたり 円、税込)

6 運行上の注意義務

乙は、甲の指示に従い本件車両の運行を行い、甲は、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

甲 上島町長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

氏 名

印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

令和 6 年 1 1 月 3 日執行予定の上島町長選挙候補者 (以下甲という。)と(以下乙という。)は選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号

3 台 数

4 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間

5 契約金額

¥ 円 (1 日あたり 円、税込)

6 運行上の注意義務

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うほか、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

甲 上島町長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

令和 6 年 1 1 月 3 日執行予定の上島町長選挙候補者 (以下甲という。) と (以下乙という。) は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転手の雇用について次のとおり契約を締結する。

1 雇用目的

甲は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のために使用する自動車の運転のため乙を雇用する。

2 運転する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
原則として毎日 午前 時 分から午後 時 分まで

3 契約金額

¥ 円 (1 日あたり 円、税込)

4 運転する自動車の車種及び登録番号

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

甲 上島町長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

令和 6 年 1 1 月 3 日 執行予定の上島町長選挙候補者 (以下甲という。) と
(以下乙という。) は選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間

2 供給場所

所在地

名 称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 燃料の種類

5 契約金額

1 リットル当たり 円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

甲 上島町長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

氏 名

印

選挙運動用ビラ作成契約書

令和 6 年 1 1 月 3 日執行予定の上島町長選挙候補者 (以下甲という。) と
(以下乙という。) は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 142 条に定めるビラ

2 数 量

3 契約金額

¥ 円 (税込単価 円 銭)

4 納入期限

令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

甲 上島町長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

氏 名

印

選挙運動用ポスター作成契約書

令和6年11月3日執行予定の上島町長選挙候補者 (以下甲という。) と
(以下乙という。) は選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数 量

枚

3 契約金額

¥ 円 (税込単価 円 銭)

4 納入期限

令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

甲 上島町長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

氏 名

印

②契約届出書

(候補者 ←→ 上島町選挙管理委員会)

※①の契約書写しを添付してください

35 選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号 その1)

36 ビラ作成契約届出書(様式第1号 その2)

37 ポスター作成契約届出書(様式第1号 その3)

届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 1 1 月 3 日執行 上島町長選挙
候補者氏名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔 法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名 〕	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
令和 年 月 日		月 日 から 月 日 まで	円	

2 1 に掲げる場合以外の場合（個別方式）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔 法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名 〕	契 約 内 容		備 考
			借 入 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和 年 月 日		月 日 から 月 日 まで	円	
運転手の 雇用	令和 年 月 日		月 日 から 月 日 まで	円	
	令和 年 月 日		月 日 から 月 日 まで	円	
燃料代	令和 年 月 日			円 (※見込額)	単価 1 L 当たり 円
	令和 年 月 日			円 (※見込額)	単価 1 L 当たり 円

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に 1 L 当たりの契約単価を記載してください。（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 1 1 月 3 日執行 上島町長選挙

候補者氏名

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	

備 考 ： この届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成契約届出書

下記のとおりポスター作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 1 1 月 3 日執行 上島町長選挙
候補者氏名

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	

備 考 ： この届出書には、契約書の写しを添付してください。

③確認申請書

(候補者 → 上島町選挙管理委員会)

38 自動車燃料代確認申請書(様式第2号 その1)

39 ビラ作成枚数確認申請書(様式第2号 その2)

40 ポスター作成枚数確認申請書(様式第2号 その3)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

様式第2号（第3条関係）（その1）
（個別方式のみ）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和6年11月3日執行 上島町長選挙
候補者氏名

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名
（名称及び代表者の氏名）
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
.....
- 4 確認申請金額 ￥ 円（◎の金額）

区 分	購 入 金 額（※1）	左のうち確認済又は 確認申請金額（※2）
前回までの累積金額（a）	円	円
今 回 の 購 入 金 額（b）	円	◎ 円
燃 料 代 計（a）+（b）	円	円
備 考		

備 考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から上島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- ※1の欄は、公費負担であると否とを問わず全ての燃料代について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した金額について記載してください。
- 上記の全ての金額は、消費税を含んだ金額を記載してください。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラの作成枚数につき、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 1 1 月 3 日執行 上島町長選挙

候補者氏名

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名
(名称及び代表者の氏名)

3 確認申請枚数 枚（◎の欄の枚数）

区 分	作 成 枚 数（※ 1）	左のうち確認済又は 確認申請枚数（※ 2）
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	◎ 枚
枚 数 計(a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとについて別々に候補者から上島町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 ※ 1 の欄は、公費負担であると否とを問わず全ての作成枚数について、※ 2 の欄は、そのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

様式第2号（第3条関係）（その3）

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和6年11月3日執行 上島町長選挙

候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名

（名称及び代表者の氏名）

3 確認申請枚数 枚（◎の欄の枚数）

区 分	作 成 枚 数（※1）	左のうち確認済又は 確認申請枚数（※2）
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今 回 の 枚 数（b）	枚	◎ 枚
枚 数 計（a）+（b）	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとについて別々に候補者から上島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- ※1の欄は、公費負担であると否とを問わず全ての作成枚数について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

④確認書

(町選管 → 候補者 → 契約業者 → 町選管)

41 自動車燃料代確認書(様式第3号 その1)

42 ビラ作成枚数確認書(様式第3号 その2)

43 ポスター作成枚数確認書(様式第3号 その3)

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

様式第3号（第3条関係）（その1）
（個別方式のみ）

確認番号第	号
-------	---

自動車燃料代確認書

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会
委員長

㊞

記

- 1 令和6年11月3日執行 上島町長選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
.....
- 4 確認金額 ￥..... 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）と共にこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、上島町に支払を請求することはできません。

確認番号第	号
-------	---

ビラ作成枚数確認書

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会

委員長

⑨

記

1 令和6年11月3日執行 上島町長選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書と共にこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、上島町に支払を請求することはできません。

確認番号第	号
-------	---

ポスター作成枚数確認書

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

上島町選挙管理委員会
委員長



記

- 1 令和6年11月3日執行 上島町長選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書と共にこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、上島町に支払を請求することはできません。

⑤証明書

(候補者 → 契約業者 → 町選管)

44 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第4号 その1)

45 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第4号 その2)

46 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(様式第4号 その3)

47 ビラ作成証明書(様式第5号)

48 ポスター作成証明書(様式第6号)

- ・ 契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
- ・ 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が上島町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和 年 月 日
令和6年11月3日執行 上島町長選挙

候補者氏名

記

運送等契約区分 該当するほうの番号に ○をしてください	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契約 による場合 (ハイヤー方式)	2 左に掲げる場合 以外の場合 (個別方式)	
運送事業者等の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	円	
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ----- 64,500 円
(2) (1)以外の場合 ----- 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約のものについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動自動車については、上島町に支払を請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）（その2）
（個別方式のみ）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和 年 月 日

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

令和6年11月3日執行 上島町長選挙

候補者氏名

燃料供給業者の住所及び氏名 〔 法人にあっては、所在地、 名称及び代表者の氏名 〕				
燃料供給 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自 動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額 (消費税を含 む)	備 考
令和 年 月 日		ℓ	円	1 L 当たり 円 税込み
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、「請求書」の用紙と共に候補から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が上島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は上島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第4号（第5条関係）（その3）
（個別方式のみ）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

令和 年 月 日

令和6年11月3日執行 上島町長選挙
候補者氏名

運 転 手	住 所		
	氏 名		
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
令 和	年 月 日	円	
令 和	年 月 日	円	
令 和	年 月 日	円	
令 和	年 月 日	円	
令 和	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、上島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、上島町に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したことを証明します。

令和 年 月 日

令和6年11月3日執行 上島町長選挙

候補者氏名

ビラ作成業者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は上島町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
町長選挙 5,000枚
町議会議員選挙 1,600枚
 - 限度額
7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額
- 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

令和 年 月 日

令和6年11月3日執行 上島町長選挙

候補者氏名

ポスター作成業者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
作成枚数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	か所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が上島町に請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は上島町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}$

ポスター掲示場数

＝単価…… 1円未満の端数は切上げ

(1) 単価×確認された作成枚数＝ 限度額

- 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

⑥請求書 ・ 請求内訳書

(契約業者等 → 上島町 (上島町選挙管理委員会))

49 請求書 (選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手の報酬) (様式第7号 その1)

50 請求内訳書 (自動車運送契約) (様式第7号 (別紙) その1)

51 請求内訳書 (自動車の借入れ) (様式第7号 (別紙) その2)

52 請求内訳書 (燃料代) (様式第7号 (別紙) その3)

53 請求内訳書 (運転手) (様式第7号 (別紙) その4)

54 請求書 (選挙運動用ビラの作成) (様式第7号 その2)

55 請求内訳書 (選挙運動用ビラの作成) (様式第7号 (別紙) その5)

56 請求書 (選挙運動用ポスターの作成) (様式第7号 その3)

57 請求内訳書 (選挙運動用ポスターの作成) (様式第7号 (別紙) その6)

請求書を提出する際は、候補者から交付される <u>確認書</u> (燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ)、 <u>証明書</u> を添付しなければなりません。

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、上島町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）をとじ合わせてください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名.....

使 用 年 月 日	運送金額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額 (ア)又は(イ)のいずれ か少ない方の金額	備 考
令和 年 月 日	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
計			円	

備 考
「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(個別方式のみ)

様式第7号(第6条関係)(別紙)その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名.....

自 動 車 の 借 入 れ

使 用 年 月 日	借入れ金額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額 (ア)又は(イ)のいずれ か少ない方の金額	備 考
令和 年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
令和 年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
計			円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(個別方式のみ)

様式第7号(第6条関係)(別紙)その3

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名.....

燃 料 代

販 売 年 月 日	販 売 金 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和 年 月 日	()円×()ℓ= 円			
令和 年 月 日	()円×()ℓ= 円			
令和 年 月 日	()円×()ℓ= 円			
令和 年 月 日	()円×()ℓ= 円			
令和 年 月 日	()円×()ℓ= 円			
計 消費税額を含む	円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

(個別方式のみ)

様式第7号(第6条関係)(別紙)その4

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名.....

運 転 手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額 (ア)又は(イ)のいずれ か	備 考
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考

1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

請 求 書

（ビ ラ の 作 成）

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、
次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

上島町長 様

住 所
（法人にあつては所在地）
氏 名
（法人にあつては
名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ ） ー

- 1 請求金額 ￥ 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 名 令和 6 年 1 1 月 3 日執行 上島町長選挙
4 候補者の氏名
5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			

6 連絡先等

この請求書についての連絡先を御記入ください。			
電話番号	（ ）	事務担当者名	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、上島町に支払を請求することはできません。
3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚を（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。
4 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）をとじ合わせてください。

請 求 内 訳 書

候補者氏名.....

ビ ラ の 作 成

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A)×(B) =(C)	(D)	(E)	(D)×(E) =(F)	(G)	(H)	(G)×(H) =(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
円			7円73			円			
銭			銭			銭			

備考

- 1 (D)欄には、7円73銭を記載してあります。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

請 求 書
(ポ ス タ ー の 作 成)

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

上島町長 様

住 所
.....
(法人にあっては所在地)
氏 名
.....
(法人にあっては
名称及び代表者の氏名)
電話番号 () —

- 1 請求金額 ￥ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 6 年 1 1 月 3 日執行 上島町長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

6 連絡先等

この請求書についての連絡先を御記入ください。			
電話番号	()	事務担当者名	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、上島町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）をとじ合わせてください。

請 求 内 訳 書

候補者氏名

ポスターの作成

ポ ス ター 掲 示 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
か所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
	円 銭			6,743 円			円 銭			

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記入してあります。
- (D)欄には、次より算出した額を記載してあります。

$$\underline{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}$$

ポスター掲示場数

※ 1円未満の端数は切上げ

- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してあります。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。